



平成30年2月23日

宮城労働局長
北條憲一殿

宮城地方労働審議会
会長 鴨池 治



宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、平成29年12月19日付け宮労発基12.19第1号をもって諮詢のあった標記について、専門部会を設け審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長 鴨池 治
部会長代理 赤石 雅英
鈴田 泰子

家内労働者代表委員

釜石 行雄
佐藤 齊
鈴木 謙一

委託者代表委員

大泉 康彦
星 幸一
三塚 亜紀男

別紙

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

1 最低工賃を適用する家内労働者

宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 最低工賃を適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目名欄、工程欄および規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1.しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円6.4銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通して、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。))	1ヶ所につき 1円7.5銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 4.8銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 3.7銭

4 効力発生の日

法定どおり